

## 高松市空家改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存在する空家を利活用し、及び市内への移住を促進するため、空家の改修を行った者に対し、予算の範囲内で高松市空家改修補助金（第5条第2項を除き、以下「補助金」という。）を交付することについて、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が居住を目的として建築し、又は購入したが、現に居住等の用に供されていない一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅をいう。
- (2) 空家であった住宅 空家であったが、第5号に規定する利用者が現に使用している一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅をいう。
- (3) 空家バンク 空家の売却、賃貸等を希望する所有者等の申込みに基づき、又は同意を得て収集した空家の情報を、空家の利用を希望する者に対して、紹介するための空家の情報の登録・提供制度をいう。
- (4) 所有者等 空家に係る所有権その他の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する個人（次号に該当する者を除く。）をいう。
- (5) 利用者 空家バンクを利用して、その登録物件である空家を購入し、又は賃借する契約を締結した個人をいう。
- (6) 市内業者 市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者をいう。
- (7) 改修 空家又は空家であった住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、空家又は空家であった住宅の全部又は一部の修繕、補修、更新、取替え等を行うことをいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 高松市内に存在する空家又は空家であった住宅であること。
- (2) 補助金の交付の申請の日において、空家バンクに登録されている空家（所有者等が補助金の交付を受けた日から起算して3年以上引き続き空家バンクに登録することが可能である空家に限る。）又は空家であった住宅（利用者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以上引き続き居住する意思を有する空家であった住宅に限る。）であること。
- (3) 所有者等が補助金の交付を受けた日以降において、当該所有者等と3親等内の親族又はこれと同等と認められる者に対し、売却又は賃借しない物件であること。
- (4) 別荘（毎月1日以上居住の用に供するもの以外のものであって、かつ、専ら保養の用に供するものをいう。）として利用されておらず、かつ、利用する予定のない物件であること。
- (5) 補助金の交付の決定の日において、補助金の交付の対象となる改修（以下「補助対象事業」という。）に着手していない物件であること。
- (6) 補助金の交付の申請の日の属する年度の1月末日までに補助対象事業の完了が見込まれる物件であること。
- (7) 過去に補助金の交付を受けていない物件であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の申請の日において、納期限の到来した本市の市税を滞納していない者で構成された世帯の世帯員である個人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象物件の所有者等
- (2) 補助対象物件の売買契約を締結した日又は最初の賃貸借契約を締結した日から起算して2年を経過していない者であって、当該補助対象物件に補助金の交付を受けた日から起算して3年以上引き続き居住する意思を有する利用者（賃借する場合にあつては、改修に関し所有者の承諾を得ている場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(2) この要綱による補助金の交付を受けたことがある者又は交付を受ける予定がある者及びこれらの者と同一世帯に属する者

(3) 3親等内の親族又はこれと同等と認められる者から補助対象物件を購入し、又は賃借する利用者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が補助をすることが適当でないとする者

(補助対象事業費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象事業費」という。)は、補助対象者が補助対象物件について市内業者により実施する改修に要する経費(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助の対象としない。

(1) 補助対象者及び補助対象者の3親等内の親族又はこれと同等と認められる者が自ら改修を実施する場合に要する経費

(2) 外構、車庫、倉庫等の改修工事

(3) 住宅構造の改修工事を伴わない機器、備品等(浄化槽を含む。)の購入及びその設置工事

(4) 家具の固定のための器具の購入及びその取付工事

(5) 庭木の剪定及び除草等

(6) 家財道具の運搬及び処分

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする工事等

2 前項の規定にかかわらず、国、香川県又は本市の他の制度による補助金が交付されることとなった経費は、補助対象事業費から除外する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる額を限度として、当該補助対象事業費に同表の右欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

区分	補助金の限度額	補助率
1 補助対象物件が居住誘導区域（本市が作成した立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画をいう。）に記載された同条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。）内に存する場合	30万円（当該補助対象事業が香川県移住促進・空き家改修等補助金交付要綱（平成27年4月1日施行。以下「県交付要綱」という。）の間接補助事業に該当する場合は、60万円）	50パーセント
2 1以外の場合	25万円（当該補助対象事業が県交付要綱の間接補助事業に該当する場合は、50万円）	50パーセント

（事前申込み）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ高松市空家改修補助金事前申込書（様式第1号）に補助対象事業に要する経費の見積書（内訳を含む。）を添えて、市長が別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

（補助予定者の決定）

第8条 市長は、前条に規定する申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込書を提出した者を補助予定者として決定するものとする。この場合において、補助予定者を決定する方法は、次の各号に掲げるときに応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 前条に規定する期間内に申込みのあった補助金の交付の申請額の合計が予算額を超えたとき 抽選により決定するもの
- (2) 前条に規定する期間内に申込みのあった補助金の交付の申請額の合計が予算額を超えないとき 当該期間内に申込書を提出した者は補助予定者とし、当該期間を経過した後に申込書を提出した者は予算額の範囲内で先着順により決定するもの

2 市長は、前項の規定により補助予定者を決定したときは、高松市空家改修補助金補助予定者決定通知書（様式第2号）により当該補助予定者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 前条第2項の規定による通知を受け、補助金の交付を申請しようとする

る補助予定者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に高松市空家改修補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- （1）申請者と同一世帯に属する者の住民票の写し（申請者が本市以外に住所を有している場合に限る。）
- （2）誓約書（様式第4号）
- （3）補助対象物件の所有権その他の売却又は賃貸を行うことができる権利を申請者が有することを確認することのできる書類（申請者が所有者等の場合に限る。）
- （4）売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請者が利用者の場合に限る。）
- （5）承諾書（様式第5号）（申請者が利用者であって、賃借する場合に限る。）
- （6）補助対象事業の実施予定箇所及び補助対象事業の内容の詳細が分かる書類の写し
- （7）補助対象事業の実施予定箇所の現況写真
- （8）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付の決定）

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、高松市空家改修補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の変更等）

第11条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、高松市空家改修補助金交付変更等申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容を変更する場合は、当該申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更する内容及び箇所が確認できる書類
- (2) 変更に係る経費の見積書（内訳を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、高松市空家改修補助金交付変更等決定通知書（様式第8号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助決定者は、補助対象事業の完了後、速やかに高松市空家改修補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業費の請求書の写し
- (2) 補助対象事業費を支払ったことを確認することのできる書類の写し
- (3) 補助対象事業完了後の実施した箇所の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付指令等）

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助対象事業が申請のとおり完了したことを確認したときは、交付すべき補助金の額を決定し、高松市空家改修補助金交付指令書（様式第10号）により補助決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付指令に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第14条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに高松市空家改修補助金交付請求書（様式第11号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を補助決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助

金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付の決定の前に、補助対象事業に着手したとき。
  - (3) 補助決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助対象物件の取壊しを行ったとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。
  - (4) 第4条第1項第1号に該当する補助決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に、交付の決定を受けた補助対象物件である空家を、空家バンクの登録から取り下げたとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。
  - (5) 第4条第1項第2号に該当する補助決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居し、又は転出したとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。
  - (6) 第4条第1項第2号に該当する補助決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助対象物件である空家であった住宅を第三者に転売し、又は転貸したとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。
  - (7) 交付の申請に添えた誓約書の内容に違反したとき。
  - (8) この要綱の規定に違反したとき。
  - (9) 補助対象事業を市長が指定する期日までに完了することができないと認められるとき。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（検査等）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

- 2 補助決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

高松市空家改修補助金事前申込書

年度において次のとおり高松市空家改修補助金の交付を受けたいので、  
高松市空家改修補助金交付要綱第7条の規定により申し込みます。

補助対象物件の所在地	高松市
補助対象事業費	円
補助金交付申請額	円
補助対象事業 実施予定期間	開始予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
補助対象事業を 実施する市内業者	（所在地） （名 称） （電話番号）

添付書類 補助対象事業に要する経費の見積書（内訳を含む。）

様式第2号（第8条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市空家改修補助金補助予定者決定通知書

年 月 日付で申込みのあった高松市空家改修補助金の交付について、補助予定者と決定したので高松市空家改修補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

つきましては、年 月 日までに高松市空家改修補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて提出してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

高松市空家改修補助金交付申請書

年度において高松市空家改修補助金の交付を受けたいので、高松市空家改修補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、私の世帯に関して住民票情報及び高松市の市税の納付状況の確認行為が高松市によってなされることに同意します。

補助対象物件の所在地	高松市		
補助対象物件の所有者	(住所) (氏名) (電話番号)		
補助対象事業費			円
補助金交付申請額			円
補助対象事業期間	開始予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	
補助対象事業を実施する市内業者	(所在地) (名称) (電話番号)		
補助対象事業に係る国、香川県又は本市の制度による補助金受給状況（予定を含む。） □ 無し □ 有り ※有りの場合、次の項目を記載			
	(補助金名)	(受給(予定)年月日)	年 月 日
	(補助対象経費)	円(補助額)	円
世帯員氏名			
	世帯主 氏名	世帯員 氏名	
	世帯員 氏名	世帯員 氏名	

添付書類

- (1) 申請者と同一世帯に属する者の住民票の写し（本市以外に住所を有する場合）
- (2) 誓約書（様式第4号）
- (3) 補助対象物件の所有権その他の売却又は賃貸を行うことができる権利を申請者が有することを確認することのできる書類（所有者等の場合）
- (4) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（利用者の場合）
- (5) 承諾書（様式第5号）（利用者であって、賃借する場合）
- (6) 補助対象事業の実施予定箇所及び補助対象事業の内容の詳細が分かる書類の写し
- (7) 補助対象事業の実施予定箇所の現況写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所  
氏 名

誓 約 書

高松市空家改修補助金の交付の申請に当たり、次のことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 補助対象物件が別荘として利用されておらず、かつ、利用する予定のない物件であること。  
（所有者等の場合）
- 3 高松市空家改修補助金の交付を受けた日から起算して、空家バンクに引き続き 3 年間登録すること（当該期間内に売却、賃貸等が決定した場合を除く。）。
- 4 高松市空家改修補助金の交付を受けた日以降において、私と 3 親等内の親族又はこれと同等と認められる者に対し、補助対象物件を売却し、又は賃貸しないこと。  
（利用者の場合）
- 5 高松市空家改修補助金の交付を受けた日から起算して、補助対象物件に 3 年以上居住すること。
- 6 補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約は、私と 3 親等内の親族又はこれと同等と認められる者との間によるものでないこと。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

承 諾 書

私は、次の住宅の利用者が高松市空家改修補助金を利用し、次の住宅について全て利用者の負担により改修を行うことを承諾します。

住宅の所在地 高松市

利用者氏名

住宅所有者 住 所

氏 名 印

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市空家改修補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付の申請のあった高松市空家改修補助金の交付について、次のとおり決定したので、高松市空家改修補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 交付年度 年度

2 補助金の交付予定額 金 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、高松市空家改修補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
  - ア 補助対象事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
  - イ 補助対象事業を中止しようとするとき。
  - ウ 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (3) 補助対象事業が完了したときは、速やかに高松市空家改修補助金実績報告書（様式第9号）を提出しなければなりません。
- (4) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (6) 高松市空家改修補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

高松市空家改修補助金交付変更等申請書

年 月 日付け高 第 号により高松市空家改修補助金の交付の決定を受けた補助対象事業について、次のとおりその内容を（変更・中止）したいので高松市空家改修補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

申請内容	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止	
補助対象物件の所在地	高松市	
（変更・中止）の年月日	年 月 日	
（変更・中止）の理由		
変更の内容（※変更の場合のみ）		
補助対象事業費	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円

添付書類（※補助対象事業の内容を変更する場合のみ）

- （1） 変更する内容及び箇所が確認できる書類
- （2） 変更に係る経費の見積書（内訳を含む。）
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市空家改修補助金交付変更等決定通知書

年 月 日付で変更等の申請のあった高松市空家改修補助金の交付について、次のとおり変更等の承認を決定したので、高松市空家改修補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

1 承認の内容

2 変更後の補助金交付予定額 金 円



年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

高松市空家改修補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により高松市空家改修補助金の  
交付の決定を受けた補助対象事業について、高松市空家改修補助金交付要綱第  
12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補助対象事業費	円
補助金交付決定額	円
補助対象事業期間	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日

添付書類

- （1） 補助対象事業費の請求書の写し
- （2） 補助対象事業費を支払ったことを確認することのできる書類の写し
- （3） 補助対象事業完了後の実施した箇所の写真
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第10号（第13条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のあった高松市空家改修補助金の交付に  
対し、次の条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市空家改修補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市空家改修補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

高松市空家改修補助金交付請求書

年 月 日付け高松市指令 第 号により交付指令のあつた高松市空家改修補助金について、高松市空家改修補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協	本店・支店・ 支所・出張所 店番 ( )							
口座種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号							
口座名義人	(フリガナ)								
口座名義人									